

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 隨意契約の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	◎	平成20年3月31日	随意契約によることができる限度額の基準について引き下げを行い、国と同額の基準に設定した(平成20年3月31日、契約事務取扱い規則を改正)。 平成20年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 7,736,783,134円(96.1%)、競争性のない随意契約 317,713,851円(3.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 161件(82.6%)、競争性のない随意契約 34件(17.4%) 平成21年4月～6月実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 6,880,989,896円(96.7%)、競争性のない随意契約 237,348,091円(3.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 76件(84.4%)、競争性のない随意契約 14件(15.6%)
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、	○	平成21年度	http://www.oist.jp/i/careers_7.html 見直し計画(競争性のない随意契約の割合) 件数(11.1%)、金額(41.3%)
	競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。			各省庁の取組を踏まえて、総務省が記載。
③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	◎	平成19年度	総合評価方式や企画競争を行う場合、競争性・透明性を十分に確保するため、参加者を公募し、評価方法の作成や落札者決定段階において、評価委員に当該分野の有識者を招聘するなど、第三者の意見を反映させるための方策を講じている。
④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	監事及び会計監査人による監査 評価委員会による事後評価	◎ 平成20年6月	監事監査において、締結済み契約リストを用いて、適正な実施について厳正なチェックを行った。
				政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)
⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏ました取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。	◎	平成20年7月4日	http://www.oist.jp/i/careers_7.html
⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	◎	平成20年7月4日	「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表

III. 独立行政法人の見直しに關し講すべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置 (2)保有資産の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。			別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」に回答のこと。
	このため、所要の条件整備を行う。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要。)
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。			別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」に回答のこと。
③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。			
	また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。			金融資産は有しない。
④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	監事による監査 評価委員会による事後評価	◎ 平成20年6月	監事監査において、保有資産の状況について、厳正なチェックを行った。 政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)

III. 独立行政法人の見直しに關し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に關する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		その他特記事項
		達成度	達成時期	
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。			官民競争入札等監理員会事務局にて整理。(各省庁は回答不要)

III. 独立行政法人の見直しに關し講すべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に關する措置

(4) 紙与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	達成時期	その他特記事項
① ア	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。			総務省にて取りまとめ、公表。(各省庁は回答不要) 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。 「平成20年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	主務大臣による要請	◎ 法人の対応	給与水準について、国民に対して納得の得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう適切な対応を行うこと等を要請。 業務拡大による人員増の中、新規卒業者や若手職員の採用により、給与水準の低下に努めた。また、国に比べ給与水準が高くなっている理由については、機構のホームページにおいて公表した。(http://www.oist.jp/-/doc/20090630_hosyu_kyuyo.pdf) 今後、新規採用者の給与レベルを国家公務員相当とすることにより、一層の給与水準の引き下げに取り組むこととしている。(平成22年度の目標値: 対国家公務員指数(年齢勘案)125.1)
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	主務大臣による要請	◎ 法人の対応	平成20年4月30日 上記イのとおり。 ○ 継続的に実施 上記イのとおり。
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	主務大臣による要請		該当なし
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。		◎ 法人の対応	平成20年6月30日
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。		◎ 監事による監査	平成21年3月31日 平成20年度においては、全ての職員に対して能力・実績主義に基づき、より客観的で均衡がとれるように配慮して、評価を行った。
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	監事による監査 評価委員会による事後評価	◎ 平成20年6月	監事監査において厳格なチェックを行った。 政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	◎	平成21年3月	平成20年度においては、全ての職員に対して能力・実績主義に基づいた評価を行うとともに、職員に対しての目標管理システムを導入した。今後、さらに業績、勤務成績等を役員の報酬及び職員の給与等に反映させることとしている。
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	◎	平成20年8月19日	機構のホームページ上で就業規則を公表済み。
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	◎	平成20年7月30日	平成20年7月、機構のホームページに、国民のご意見・ご要望を聞くコーナーを設けた。この他、主任研究者による講演後にアンケートを取るなどして、意見の収集を行っている。これらの取組により得られた業務・マネジメントに関する意見については、内容に応じて、適切に業務運営に反映することとしている。
カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
	監事及び評議委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。	監事 評議委員会の委員		独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
				独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

(2) 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	フォローアップ		
		達成度	実施時期	その他特記事項
ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員の1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。			国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。		一	
	総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。			総務省にて対応。
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。			
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	監事及び会計監査人による監査 評価委員会における事後評価	◎ 平成20年6月	監事監査において、締結済み契約リストを用いて、適正な実施について厳正なチェックを行った。 政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)

III. 独立行政法人の見直しに關し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

- (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備
- ③管理会計の活用及び情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	整理合理化計画			フォローアップ
		達成度	実施時期	その他特記事項	
各省庁	ア	○	継続して実施	既に各予算配布部署毎の費用を明確にした上で、効果分析のための情報をマネジメントに提供しており、今後こうした取組をさらに進める。	
各省庁	イ	◎	平成21年7月	平成20年度の財務諸表及び事業報告書の一部として、事業の実態に即したセグメント情報を作成し、その開示を行った。	
総務省	ウ	◎	平成20年1月29日	事業報告書に最低限記載すべき事項を定め、平成19年度決済に係る事業報告書から適用されるよう事務連絡により要請。	

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備 ④監事監査等の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

記載担当	項目	整理合理化計画			フォローアップ	その他特記事項
		達成度	実施時期			
各省庁	ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			
	イ	また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。			現在: 常勤0名、非常勤2名 今後の監事監査の充実については引き続き検討を行う。	
行革事務局	イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。	独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)			
	ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	再掲につき回答不要。			
各省庁		また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	◎	平成19年度	従前より監事の事務補助職員が適切に監事監査の補助事務を行う体制となっている。	
総務省各省庁	エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。				
	オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	政策評価・独立行政法人評価委員会において二次評価を実施。(各省庁は回答不要。)			
	カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	再掲につき回答不要。			

III. 独立行政法人の見直しに関し講すべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	フォローアップ			その他特記事項
		達成度	実施時期		
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。			再掲につき回答不要。	
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。			独法通則法改正法により対応予定。(各省庁は回答不要)	